

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	48 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から52年3月まで
国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答があったが、当該期間は、A市で保険料を納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月については、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から52年2月に払い出されていることが確認できるとともに、その夫がA市（現在は、B市）C出張所及びD銀行（現在は、E銀行）F支店で、夫婦二人分を納付したと主張しており、事実、その夫の保険料は、51年4月から55年1月までが納付済みであることから、申立人の51年4月から52年3月までの保険料が、未納となっていることは不自然である。
- 2 一方、申立人の申立期間のうち、昭和48年8月から51年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月に払い出されていることから、その時点では、時効により大部分が納付できず、かつ、申立人は、過年度納付及び特例納付した記憶が無いとしていることから、当該期間の保険料を納付したと考えることは困難である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月から39年3月まで
② 昭和40年10月から41年3月まで
③ 昭和42年5月から44年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①、②及び③の納付記録が確認できないとの回答を受けたが、私は、住民票を移さないうで20歳前に実家のあるA県からB区へ転出したことから、母親がA県C町役場（現在は、同県D市役所）で国民年金の加入手続をし、申立期間①及び②の保険料を母親自身の保険料と併せて納めたと電話などで何回も聞かされたことを覚えている。また、申立期間③については、B区役所で保険料を納めたので、申立期間①、②及び③が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、20歳前に住民票を移さず実家のあるA県からB区に転居したため、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の期間を自らの国民年金保険料と一緒に、C町役場で申立人が仕送りした資金の中から、納付したと申述しており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年3月にA県で払い出されていることが、手帳記号番号払出簿から確認できる上、申立期間①及び②の保険料を納付したとしているその母は、国民年金加入期間はすべて納付済みとなっている

ことから、申立人が未納となっているのは不自然である。

- 2 一方、申立期間③については、申立人は、B区役所で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している年金手帳には、申立期間③以降には納付を示す検認印があるが、申立期間③には検認印は押印されていないことから当該期間の保険料を納付したとほうかがえず、かつ、申立人は、金融機関及び社会保険事務所で保険料を納付したことは無いと申述していることから、申立期間③の保険料をさかのぼって納付したと考えることは困難である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から39年3月までの期間及び40年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年7月から43年3月まで
③ 昭和43年10月から44年5月まで

昭和35年10月ころ、当時のA県B村の公民館で行われた国民年金の説明会に夫婦二人で出席し、B村役場（現在は、C市役所D出張所という。以下同じ。）において夫婦二人で国民年金に加入した。36年4月から集金人による国民年金保険料の徴収が始まり、申立期間①及び②の保険料については、夫婦二人分月額300円ぐらいを納付してきた。44年6月に、C市からE区へ転居したため、申立期間③のうち、43年10月から44年3月までの夫婦二人分の保険料はC市で、44年4月及び同年5月分の夫婦二人分の保険料はE区役所で納付した。これら申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて集金人に納付してきたとするところ、申立人に係る社会保険庁の被保険者台帳では、昭和42年4月から同年6月までの3か月分及び43年4月から同年9月までの6か月分の国民年金保険料が納付済みとなっているとともに、同期間②における申立人の妻の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立期間②の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間の保険料額が一人当たり月額300円ぐらいであったとしているところ、当時の同保険料月額250円におおむね合致することから、申立

内容には信^{びょう}憑性が認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、B村役場において夫婦二人で国民年金に加入し、昭和36年4月分から夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたとしているが、申立人が保有する国民年金手帳に記載された被保険者となった日、被保険者の種別及び被保険者でなくなった日の各欄には、被保険者となった日が42年4月1日を35年10月1日に、被保険者の種別の「任」が「強」に、被保険者でなくなった日は48年4月2日を44年6月10日に、それぞれE区の押印があつて訂正されているものの、申立人に係る国民年金のオンライン記録上の修正は無く、また、申立人に係る被保険者台帳の資格取得年月日及び種別が42年4月2日付けで任意加入となっていることから、時効により、又は任意加入前にさかのぼっての保険料納付はできず、36年4月分から夫婦二人分の保険料を集金により納付していたものとは考えられない。
- 3 申立期間③について、申立人の妻は、昭和44年6月ころ、43年10月から44年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料をC市で、44年4月及び同年5月分の夫婦二人分の保険料はE区役所で、一人当たり月額300円ぐらいの保険料を納付したとしているが、同期間における申立人の妻に係る保険料も未納となっている上に、それら納付方法について具体的な記憶が無く、かつ、C市で交付されたとする夫婦二人の国民年金手帳を紛失しており、また、他に保険料納付を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無いことから、同期間の納付状況は不明で、納付したことが確認できない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年7月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

A区役所からの勧めで妻とともに国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の保険料と国民年金手帳を集金人に渡し納付していた。

当時の国民年金保険料は100円から150円だったことを記憶しており、申立期間の妻の記録は納付済みとなっている。

このことから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、区役所の勧めで妻とともに国民年金に加入し、夫婦二人分の保険料を集金人に納付してきたとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立期間について、妻の国民年金手帳には検認印が無いにもかかわらず、社会保険庁の記録では納付済みとなっていることから、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人が、当時納付したと主張する国民年金保険料額は、申立期間の保険料額と一致する上に、A区では申立期間当時、戸別訪問による加入勧奨及び出張検認を行っていたとしていることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 43 年 10 月まで
② 昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 4 月から 50 年 3 月まで
④ 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで
⑤ 昭和 54 年 7 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
⑦ 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料については父親が A 市役所で、申立期間②、③及び④については元夫が夫婦二人分を B 区役所等で、申立期間⑤、⑥及び⑦については自分が A 市役所等で納付したはずなので未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②、③及び④の国民年金保険料について、申立人は、元夫が夫婦二人分を B 区役所等で納付したはずであると主張しているところ、申立期間④については、社会保険庁の元夫の被保険者台帳において、納付記録が確認できるとともに、申立人の納付記録が A 市の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっているにもかかわらず、社会保険庁の被保険者台帳では未納となっているなど、行政側の記録管理が適正でないことがうかがえることから、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間②及び③については、申立人の未納期間が合わせて 77 か月と長期間で、かつ、元夫にも未納期間がある上に、元夫からも

具体的な納付状況に係る証言を得ることができず、その納付状況は不明であり、ほかに保険料を納付したとする事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は父親がA市役所において国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、父親は既に亡くなっており、その納付状況についての証言が得られない上に、申立人が保険料納付に関与しておらず、その納付状況は不明である。

3 申立期間⑤、⑥及び⑦について、申立人はA市役所や金融機関での口座振替により納付したと主張しているが、A市において保険料の口座振替が開始された時期は昭和 62 年度からであるため、申立人の主張と相違する。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上に、納付時期、納付金額等の納付状況に係る申立人の記憶が曖昧^{あいまい}なため、その納付状況が不明である。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から38年3月まで
年金特別便が来て納付記録を確認してもらったが確認できなかった。
申立期間当時、私の母が国民年金保険料の集金をしていたので、母が私の国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、国民年金保険料の集金をしていたので、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料も納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が、申立期間当時、A県B市に居住しているにもかかわらずC市役所で払い出されており、行政側の国民年金の加入手続の事務処理に不手際がみられることから、申立人の母が加入手続をしたことが推認できるとともに、保険料についても、娘が結婚するまでは自分が納付したとする申立人の母の証言には、^{しんぴょうせい}信憑性が認められる。

また、申立人の母は、C市のD地区20人くらいの人から国民年金保険料を集金し、保険料の集金については、20歳から35歳までは100円、35歳を超えると150円の保険料を3か月に1回、各家庭を回って茶袋の表に保険料を徴収したことの証として領収印を捺して集金し、そのお金を民生委員の責任者の家に持って行ったことなど詳細に記憶しているところ、C市では、国民年金保険料徴収員に保険料の集金を依頼したとしていることなどから、申立人の申立ては、基本的に信用できる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、

申立期間も 10 か月間と短期間である上、申立人の母の保険料についても、申立期間は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から同年 7 月まで
国民年金と厚生年金保険の保険料を重複して納めているということ
で、昭和 44 年 4 月から 45 年 7 月までの国民年金保険料が還付された。
しかし、実際には厚生年金保険への加入は 44 年 8 月からなので、誤っ
た還付によって、申立期間が未加入とされたことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されている年金手帳を所持している上、A市の検認票でも納付済みとなっていることから、国民年金保険料を納付したことが確認できる。

一方で、申立人は、昭和 44 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得した際に、本来であれば任意加入被保険者となるどころ、強制加入被保険者となっていたが、平成 12 年 3 月 27 日に、強制加入被保険者の資格取得日を昭和 45 年 8 月 21 日に記録訂正されたことにより、申立期間が未加入期間となっていることが社会保険庁の記録より確認できる。

さらに、申立期間は、「誤適用者」との理由で平成 12 年 3 月に国民年金保険料の還付決議を受けているが、申立期間について、申立人は、国民年金の任意加入期間ではあるものの脱退の意思は無く、資格喪失手続を行った記憶も無いとしていることから、事実と異なる資格喪失による還付がなされたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から50年3月まで

申立期間は、昭和46年9月ころA区B地の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をした折、同出張所職員から各々の納付すべき期間と保険料額を示され、夫婦合わせて4万円ぐらいの保険料を納付したところ、その場で各人あてはがき大の領収書各1枚を受領した。その後は、取引銀行の行員が保険料や税金の集金に来宅した都度、夫婦二人の国民年金保険料を納付し、納付書兼領収書に領収印を押なつてもらっていたので、この期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月ころ、夫婦二人の国民年金への加入手続及び夫婦合わせて保険料を納付したとするA区B地の出張所（当時の旧称はC出張所。現在はD事務所。）がA区によると実在し、かつ、同出張所において国民年金の加入及び保険料の徴収が行われていたとしており、また、同年は第1回の特例納付の実施期間中であること、申立人が一括納付した際に納付したと記憶している金額がおおむね一致していることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人がB地の出張所で夫婦それぞれの国民年金保険料を一括納付した折に、各人あてはがき大の薄い紙の領収書を受領したと申し述べていることも具体的で、当時の実情と一致する。

さらに、申立人は、その夫の余裕ある収入や申立人自身が125か月勤めた民間会社の厚生年金に係る脱退手当金6万3,693円を昭和46年1月に受給しており、同年9月ころ一括納付したとする申立てには不自然さ

が見当たらない。

しかしながら、昭和 46 年 10 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人が A 区 B 地の出張所における国民年金への加入手続後、夫婦共に納付書の送付を受けたとしているところ、同区における国民年金加入者への納付書送付方法と合致していることから、夫婦共に国民年金手帳記号番号の払出しがあったものとうかがわれるものの、当該保険料を納付したことを示す家計簿、預金通帳等の関連資料が無く、加えて、48 年 8 月に E 県 F 市への転居後においても、国民年金加入者住所変更等手続を行った事情が見受けられず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から50年3月まで

申立期間は、妻が昭和46年9月ころA区B地の出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をした折、同出張所職員から各々の納付すべき期間と保険料額を示され、夫婦合わせて4万円ぐらいの保険料を納付したところ、その場で各人あてはがき大の領収書各1枚を受領した。その後は、取引銀行の行員が保険料や税金の集金に来宅した都度、夫婦二人の国民年金保険料を納付し、納付書兼領収書に領収印を押なつてもらっていたので、この期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和46年9月ころ、夫婦二人の国民年金への加入手続及び夫婦合わせて保険料を納付したとするA区B地の出張所（当時の旧称はC出張所。現在はD事務所。）がA区によると実在し、かつ、同出張所において国民年金の加入及び保険料の徴収が行われていたとしており、また、同年は第1回の特例納付の実施期間中であること、申立人の妻が一括納付した際に納付したと記憶している金額がおおむね一致していることから、その内容に不自然さはみられない。

また、申立人の妻がB地の出張所で夫婦それぞれの国民年金保険料を一括納付した折に、各人あてはがき大の薄い紙の領収書を受領したと申し述べていることも具体的で、当時の実情と一致する。

さらに、申立人は、余裕ある収入や申立人の妻自身が12か月勤めた民間会社の厚生年金に係る脱退手当金6万3,693円を昭和46年1月に受給しており、申立人の妻が同年9月ころ一括納付したとする申立てには不

自然さが見当たらない。

しかしながら、昭和 46 年 10 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人の妻が A 区 B 地の出張所における国民年金への加入手続後、夫婦共に納付書の送付を受けたとしているところ、同区における国民年金加入者への納付書送付方法と合致していることから、夫婦共に国民年金手帳記号番号の払出しがあったものとうかがわれるものの、当該保険料を納付したことを示す家計簿、預金通帳等の関連資料が無く、加えて、48 年 8 月に E 県 F 市への転居後においても、国民年金加入者住所変更等手続を行った事情が見受けられず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、地域の納税組合を通じて、家族（妻及び娘夫婦）と一緒に年度当初に前納したはずであり、納付しないと組合の当番の人から催促されるので、納付を忘れることはあり得ない。申立期間について、自分のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を家族（配偶者、娘、娘の夫）と同日に前納したとしているところ、その家族の全員が昭和 59 年 4 月 28 日に前納しており、申立人のみが申立期間の保険料を納付していないとされているのは不自然であり、制度上からも 9 か月の前納はあり得ないことから、申立人の納付記録に過誤等があった可能性が考えられる。

また、申立人が納付していたとする地域の納税組合については、当時、A 市国民年金保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は、家族とともに養鶏業兼農業を営んでおり、経済的な困難性は無く、住所や生活状況にも変化がみられないことから、申立期間の国民年金保険料を未納とすべき事情は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、特に、昭和 46 年度から 60 年度までの 15 年間のうち、保険料を前納したことが判明している期間は 12 か年度にわたっており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、20歳になったときに国民年金に加入し、申立期間の保険料については、地域の納税組合を通じて、父母と一緒に納付していた。納付しないと組合の当番の人から催促されるので、納付を忘れることはなかったはずである。父母と同日に納付したのに、自分のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父母と同日に国民年金保険料を納付したとしているところ、その父母は、申立期間の保険料を完納しており、納付日が確認できる期間（昭和59年4月から同年12月までの期間及び60年4月から同年11月までの期間）の納付日が申立人と同日であること、父母と同時に納付していたとする期間（14年間）のうち、10か年にわたって父母とともに前納していること、年金手帳により申立人が20歳になったときに加入したことが確認でき、申立期間の前後の年の保険料を完納していることなどから、申立期間のみ納付しないのは不自然である。

また、申立人が納付していたとする地域の納税組合については、当時、A市国民年金保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は、家族とともに養鶏業兼農業を営んでおり、経済的な困難性はなく、住所や生活状況にも変化がみられないことから、申立期間の国民年金保険料を未納とすべき事情は無かったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、

特に昭和 48 年度から平成 20 年度までの 36 年間のうち、保険料を前納したことが判明している期間は 31 か年にわたっており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から同年10月まで
② 昭和41年11月から46年3月まで

A社会保険事務所に昭和41年5月から同年10月まで及び41年11月から46年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。41年5月から同年10月についてはB区C地にて納付した。41年11月から45年11月については、D市E公民館にて、45年12月から46年3月については、D市F地に転居しG公民館にて国民年金保険料を納付していた。通帳形式であった。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は昭和41年11月にD市に転居した際に、国民年金の加入手続を行い、地区の班長が集金に来ていたと申し立てているところ、D市では申立期間当時地区の町内会による納付組織が存在しており、集金方法は通帳形式であったことが確認できる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日は昭和46年4月1日となっているが、資格取得日及び被保険者の種別の欄が修正されている形跡があり、手帳発行日が46年4月1日発行と印刷されていることから、古い手帳の更新により新しい手帳が再交付された際に資格取得日を誤って記入した可能性がうかがえる。

さらに、国民年金手帳及び社会保険庁の被保険者原票の生年月日に誤りがある上、国民年金手帳の被保険者の種別欄には強制又は任意の表示が無く、また、本来ならば昭和46年4月1日の資格再取得は任意

加入でなければならないが、社会保険庁の記録では強制加入になっており、強制加入ならば、46年4月1日を資格取得日とする理由が無い等、当時の行政の事務処理に不備が見られる。

2 一方、申立期間①については、申立人は、B区での納付もD市と同様に通帳形式であったと申し立てているが、B区では通帳形式での集金はしていなかったとしている上、国民年金の加入手続はD市に転居した昭和41年11月であるとの主張と矛盾しており、納付はしていなかったと推認するのが合理的である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和41年11月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、付加保険料も含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間については、任意加入して付加保険料を合わせて納付しており未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が大企業に勤務していた昭和 56 年 9 月に国民年金に任意加入し、付加保険料も合わせて申立期間の保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の納付記録によれば、申立人は、申立期間中の 57 年 3 月に任意加入被保険者資格を喪失しているが、任意加入した 56 年 9 月から申立期間直前の 56 年 12 月までの保険料は納付済みとなっていることから、申立期間のうち、被保険者資格を喪失する前の 57 年 1 月及び同年 2 月の保険料が未納となっているのは不自然である。

一方、社会保険庁の記録、A市の国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳のいずれにも、申立人が昭和 57 年 3 月 17 日に任意加入被保険者資格を喪失した記録があり、それ以降は、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまで国民年金に加入した形跡がみられず、その間の保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、現金出納帳等）も無いため、申立期間のうち、57 年 3 月から 61 年 3 月までの保険料の納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を付加保険料も含め納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から45年10月まで
② 昭和47年3月

申立期間①の国民年金保険料については、私が3組の納付書を持ってA市役所に行き、まとめて納付した。持っていった納付書はそのまま返戻され、別に細長く薄い紙でできた領収書をもらった。その領収書は、年金手帳と一緒に保管していたが、何年か前に無くしてしまったようだ。申立期間②については、会社を辞めた後、すぐに夫がA市役所で国民年金への切替手続をして、保険料も納付してくれた。社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、間違い無く納付しているので、未納のはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、会社を退職し、すぐに申立人の夫が厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の夫は、申立期間②は納付済みとなっており、申立期間②が未納であるのは不自然である。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間②以降60歳になるまで未納は無く、納付意識の高さがうかがえ、申立期間②を納付できない事情はみられない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和43年10月から44年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間及び45年4月から同年10月までの期間ごとの納付書兼領収証書を所持しているが、その3組すべ

ての納付書兼領収証書とも金融機関等控え及び領収済通知書が切り離されずに残っている上、領収印が押印されていないことから、申立人は、A市役所から交付された3組すべての納付書兼領収証書について、使用しなかったことがうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年12月まで

申立期間については、現年度での納付が遅れたため、妻がA市役所で新たに納付書を作ってもらい、納付期日に合せて国民年金保険料を納付した。申立期間以外の免除期間についても追納するなどして未納期間をなくすようにしてきたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、現年度での納付が遅れたため、申立人の妻がA市役所から新たに発行された納付書で、納付期日に合せて国民年金保険料を納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿では、昭和59年4月20日に申立期間直前の57年4月から同年6月までの期間の保険料を、また、60年4月1日に申立期間直後の58年1月から同年3月までの期間の保険料をそれぞれ過年度納付したことが明記されており、申立期間についても過年度納付書が発行されたと推認でき、未納であるのは不自然である。

また、申立期間は6か月と短期間であり、申立人及びその妻は、申立期間の前後の期間を過年度納付した時期において住所に異動は無く、生活状況に変化はみられないことから、申立期間の国民年金保険料を納付できない事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降の免除期間についても追納で国民年金保険料を納付するなど未納は無く、保険料の納付意識が高いことがう

かがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和37年ごろA町（現在は、B市。以下同じ。）で、夫婦一緒に国民年金に加入した。昭和43年にC市（現在は、D市。以下同じ。）へ転居するまで、A町役場に行って印紙を購入し国民年金手帳に貼って納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間当時加入していた健康保険組合の会合で、申立人の友人から国民年金への加入を勧められ、A町役場に出向いて夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったこと、3か月ごとにA町役場で印紙を購入し国民年金手帳に貼付していたこと、国民年金手帳の色は水色であったこと、加入当初の保険料額は100円だったこと等を記憶しており、その内容は具体的かつ鮮明で申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人に国民年金の加入を勧めたとする申立人の友人は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人と共にA町役場で納付したことがあると証言している。

さらに、申立人は、申立人自身が運転する車で隣人と一緒に町役場まで行き、保険料を納付したとしているところ、その隣人の娘は、自分の母親が申立人と共にA町役場に保険料を納付しに行っていたと証言しており、その隣人も、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し、一部未納期間があるものの、申立期間の保険料を納付していることが確認でき

る。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人夫婦は、A町から転居したC市で、昭和46年11月に申立期間後の43年4月から47年3月までの期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付していることから、申立期間が未納であれば、この時納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和37年ごろA町（現在は、B市。以下同じ。）で、夫婦一緒に国民年金に加入した。昭和43年にC市（現在は、D市。以下同じ。）へ転居するまで、妻がA町役場に行って印紙を購入し国民年金手帳に貼って納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間当時申立人が加入していた健康保険組合の会合で、申立人の妻の友人から国民年金への加入を勧められ、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の妻は、A町役場に出向いて夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったこと、3か月ごとにA町役場で印紙を購入し国民年金手帳に貼付^{ちようふ}していたこと、国民年金手帳の色は水色であったこと、加入当初の保険料額は100円だったこと等を記憶しており、その内容は具体的かつ鮮明で申立内容には信憑性^{しんびようせい}が認められる。

また、申立人の妻に国民年金の加入を勧めたとする申立人の妻の友人は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し保険料を納付しており、申立人の妻と共にA町役場で納付したことがあると証言している。

さらに、申立人の妻は、運転する車で隣人と一緒に町役場まで行き、保険料を納付したとしているところ、その隣人の娘は、自分の母親が申立人の妻と共にA町役場に保険料を納付しに行っていたと証言しており、

その隣人も、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し、一部未納期間があるものの、申立期間の保険料を納付していることが確認できる。

加えて、社会保険庁の記録では、申立人夫婦は、A町から転居したC市で、昭和46年11月に申立期間後の43年4月から47年3月までの期間の保険料を特例納付、過年度納付及び現年度納付していることから、申立期間が未納であれば、この時納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 44 年までは公務員であったり、民間企業で働いたりしていたが、44 年末に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付し続けた。60 歳になってから任意加入した時期もあり、納付書が届くと必ず納付していた。督促を受けたこともないので、未納が見つかったことには驚いており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 12 月に国民年金に任意加入し、国民年金加入期間中は申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、60 歳以降も国民年金に任意加入し、付加保険料を含めて国民年金保険料を前納するなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金保険料を納付していた金融機関名も具体的に記憶しており、申立内容に不自然さは無く、信憑^{びよう}性が認められる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の前後は付加保険料を含めて国民年金保険料を納付済みである上、申立期間の前後において、申立人の経済状況に変化は無く、申立期間の保険料を納付できない特別な事情はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで

平成元年5月に結婚して婚姻届を提出するために、妻がA市役所へ出向いた際、当時の国民年金課の人に保険料を滞納している期間があると籍に入れられないと言われて2年分の納付書を発行してもらった。妻が分割で保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、元妻がA市役所へ婚姻届を提出した際に、申立人の国民年金保険料の未納を指摘され、未納分の納付書を分割で発行してもらい、それを元妻がすべて納付したと主張しているところ、申立人の元妻も、後日郵送された納付書は20数枚あり、受け取った納付書はすべて納付したと証言しており、申立人の主張を裏付けている。

また、社会保険庁の記録では、申立人は平成元年5月17日に昭和63年4月から同年6月までを過年度納付しており、申立てのとおり、申立人の元妻が婚姻届を提出したころに過年度納付書が発行されたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間について、申立人の元妻が婚姻届を提出した平成元年5月の時点においては、制度上時効により納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案638

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月19日から43年2月21日まで
社会保険庁の記録では、昭和43年3月22日に脱退手当金を受領したことになるが、A所を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いたことも無いし、手続きをした記憶も無いことから、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和39年6月から44年3月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録のある13名を任意に抽出し調査したところ、9名は脱退手当金が支給されていないことから、退職手続の一環としての代理請求は考え難い。

また、申立人の資格取得日がオンライン記録と厚生年金保険被保険者名簿の記録と相違する上、法定支給額も460円相違していることから、適切な事務処理が行われたとは言い難いものとなっている。

さらに、申立人は退職時に事業主から退職金を受領し、その金額も具体的に記憶しているところ、事業主及び申立人の同僚証言から、申立人が受領した退職金の額はおおむね合致しており、脱退手当金が退職金に含まれていたとは考え難い上、申立人は、事業所に155月の長期に渡り勤務し、厚生年金保険資格喪失後の4か月後に国民年金保険に任意加入するなど、脱退手当金を受給した動機が判然としない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から43年4月19日まで
② 昭和43年8月15日から46年1月21日まで
③ 昭和46年11月14日から47年7月1日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社、B株式会社及びC株式会社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっているが、B株式会社とC株式会社の厚生年金保険被保険者期間は請求もしていないし、受け取ってもいないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最終勤務事業所の被保険者で、申立人以外の脱退手当金受給者は受給資格者 23 名中 3 名と少なく、その支給決定は厚生年金保険の資格喪失日から 6 か月後が 1 名で 9 か月後が 2 名であるところから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、最終勤務事業所の前の事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら申立人が 4 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、最終勤務事業所の前の事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 12 月 9 日から 42 年 5 月 1 日まで

私はA社退職時に人事部から「短期大学卒業後は保母として就職するのでしょうか」「厚生年金の脱退処理はしない」と言われたことを記憶している。私は脱退手当金の請求はしていない。申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている被保険者期間は、最初の被保険者期間及び2回目の被保険者期間でありそのような事業所（2回の被保険者期間はB銀行の支店間異動）を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に勤務していた事業所を退職後すぐ保母になるために短期大学に進学し、婚姻も約3年半後にしていることから脱退手当金が支給された当時、引き続き勤務する意思が認められ、脱退手当金が支給された当時の申立人の生活状況等を踏まえた申立内容に不自然さは無いことを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年8月1日

年金記録を確認したところ、昭和41年4月1日にA株式会社で資格喪失し、同年8月1日に同社B工場で資格取得したこととなっている。実際には、その間も継続して勤務しており空白期間は無いはずなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言などにより、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社から提出された『厚生年金事務取扱い』によれば、同社で全従業員対象に管理していた厚生年金の事務については、昭和41年7月8日以降順次各事業部へ移管したとする記載が確認でき、同社B工場については、同年8月1日に当該事務の移管を受け社会保険の新規適用を受けたとみるのが妥当であり、従って、同工場の被保険者については、社会保険の新規適用前は、同社での被保険者として管理されていたと推定できる。

このことは、A株式会社B工場の新規適用日（昭和41年8月1日）における厚生年金保険の被保険者245名（申立人を含む。）の中から無作為で抽出した61名（申立人を含まない。）について、社会保険庁の記録によれば、61名全員が同工場で被保険者資格を取得する以前は、A株式

会社で被保険者であったことから裏付けられる。

以上のことを踏まえると、申立人の申立期間については、A株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を有していたと考えるのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、A株式会社における資格喪失日を同年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の資格喪失時点における社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社。以下同じ。）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月16日に、資格喪失日に係る記録を38年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月16日から38年4月30日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、A株式会社C営業所での記録が無い旨の回答をもらった。昭和28年に入社してから平成4年に退職するまで、何度か転勤しているが同社において継続勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和37年分と38年分の給与所得の源泉徴収票、人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年分と38年分の給与所得の源泉徴収票及び昭和36年8月と38年4月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間のA株式会社C営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係

る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申請期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年9月までの期間、52年1月から54年2月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年9月まで
② 昭和52年1月から54年2月まで
③ 昭和54年4月から55年3月まで

社会保険事務所に行って、国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、申立期間①、②及び③が未納と言われたが、確かに納めていたので未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月にA市に転入するとともに、国民年金の資格取得届をA市役所に提出し、その後は欠かさず保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①については、昭和45年2月にB区で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、C区に転居したが、国民年金の資格取得及び資格喪失の手続を適切に行わなかったため、A市で手続を行うまで国民年金保険料の納付書が住所地に送付されず、保険料を納付できなかったと推認されるとともに、A市転入後は、資格取得届の提出が54年3月に行われたため、保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②については、国民年金保険料を納付する場合、過年度納付となるが、申立人はさかのぼって保険料を納付したことはないとしており、ほかに過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間③については、申立人の納付金額等の記憶があいまいで、社会保険庁の特殊台帳やA市保有の納付記録でも、国民年金保険料を

納付していたことがうかがえない上、申立人は過去に、資格取得届を提出した際、短期間の保険料をまとめて納付し、その後長期間の保険料を未納とすることを繰り返していることが確認できることから、申立期間③の保険料を納付したと考えることは困難である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月から51年3月まで
国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答があったが、当該期間は、A市で保険料を納付したので、未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月の結婚を控え、将来のことを考えて47年8月に国民年金に再加入し、申立期間の保険料をその妻の分を含めて、A市（現在は、B市）C出張所及びD銀行（現在は、F銀行）G支店で、自ら納付したと主張しているが、その妻は、47年9月から48年7月までの期間が未加入で、48年8月から52年3月までは未納であることから、申立人のみ、申立期間の保険料を納付したと考えることは困難である。

また、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を過年度納付及び特例納付した記憶が無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間について、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から52年3月まで
昭和51年3月に会社を辞め、厚生年金保険の被保険者だった期間の脱退手当金を受給した後、時期は不明であるものの、申立期間の国民年金保険料を納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月に会社を退職後、A町役場（現在は、B市役所）で申立期間の国民年金保険料として8万円から10万円を一括して納付したと主張しているが、申立期間には、後に脱退手当金を受給した厚生年金保険の被保険者だった42年8月から45年5月までの期間及び45年7月から47年1月までの期間が含まれていることから、申立期間の保険料を納付することは不可能だったと考えられる。

また、記録上強制被保険者であった申立人が35歳となった昭和53年2月以降に、A町役場が申立人の被保険者名簿を作成した形跡がうかがえるとともに、昭和52年度の保険料が53年3月1日に一括納付された記録が確認できることから、申立人は、同市からの納付勧奨を受けて国民年金保険料を納付したことが推認できるが、申立期間に及ぶまでさかのぼって保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

夫に勧められて国民年金に加入した。申立期間は38年も以前のことで国民年金手帳や保険料を納付した領収書は無くなっているが、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間のみが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和46年4月からの国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立期間のみが未納となっていることは不自然であると主張しているが、申立人は44年9月、A市で国民年金に任意加入し、その際申立人は45年8月分までの保険料を前納し、その後、申立人の夫の転勤によりB市に転居し、45年2月5日にB市役所で転入手続を行っており、届出の時点では申立期間の保険料を納付しないで住所変更手続きのみを行い、その後に国民年金手帳を持参してB市役所等に出向き保険料を納付することになったものと考えられる。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付のために、B市役所等に出向いたことや、当時の保険料額等の記憶もほとんど曖昧である上に、関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことからその納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年12月まで
平成18年8月に届いた社会保険庁からの加入記録により、昭和50年1月から53年12月までの空白期間があることが分かった。年金の重要性については以前から母より聞き理解していたので、昭和49年12月ごろにA市役所（現在は、B市。以下同じ。）にて国民年金の任意加入手続をし、保険料を納付してきた。申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年ころに国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した50年当時の保険料額は年額でおよそ8万円から10万円であり、納付方法は市役所から送付された12枚綴りの納付書により納付したとしているが、申立期間当時の年額保険料は1万3,200円で、申立ての保険料額となったのは60年度以降であった上、B市役所によると、12枚綴りの納付書により納付できることとなったのは60年度からであったとしていることから申立内容とは相違する。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は昭和54年2月に作成され、かつ、申立人の国民年金手帳記号番号が54年5月に払い出されていることから、申立人が国民年金の任意加入手続を行った時期は、54年1月ころと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から50年9月まで

私は、おそば屋を開業した昭和50年7月ころ、国民年金保険料の納付書が送られてきたので6か月分の保険料を納付した。その後、また納付書が届き、これが続いて20歳までの未納の保険料をさかのぼり納付するための納付書が7回送られてきたので、これを全て納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年6月にA区役所に婚姻届を行ってから同区役所から国民年金保険料の納付書が送達され、当初6か月分の保険料を納付書により納付すると、20歳までさかのぼった未納保険料の納付書が次々と計7回送達されたので全て納付したと主張しているが、A区役所では、本庁舎及び支所において現年度分のみの保険料は収納するが、過年度分の保険料や特例納付のための納付書の交付は行っていないとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料額について、1か月分70円から120円くらいで年間1,500円くらいだったと記憶していると主張しているが、昭和43年12月は月200円、44年1月からは月250円で年間2,950円、49年当時は年間1万800円であるなど実際の保険料と大きく異なっている。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、過年度納付や特例納付により納付した記憶及び国民年金の加入手続を行った記憶も無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 50 年ころ、夫婦分の国民年金保険料の納付書が届いたので、A 銀行 B 支店の職員に納付書と現金を預けて保険料を一緒に納めた。納付書に書かれていた夫婦の納付金額に差違があったことを憶えている。その後は毎年届く納付書で納めていた。保管している 50 年の現金出納帳には保険料 7 万 200 円との記載があるので、当時の保険料額から納付期間を計算してみたところ、私は 45 年 4 月から 51 年 3 月まで、妻は 49 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間の保険料額と一致した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、夫婦二人分を一括で納付したとする金額 7 万 200 円は、国民年金保険料が納付済みとなっている期間のうち、申立人の昭和 45 年 4 月から 50 年 12 月までの期間（このうち 45 年 4 月から 47 年 12 月までは特例納付）及び申立人の妻の 50 年 4 月から同年 12 月までの期間の保険料額と一致していることから、申立期間の保険料は一括で納付した金額には含まれていないと考えるのが合理的である。

また、申立人の昭和 50 年分確定申告書（控）に記載のある国民年金保険料額は、50 年の 1 年分の保険料額と一致するものの、申立人夫婦が一括で納付したとする保険料額とは大きく異なるとともに、申立人が所持する 51 年以降の現金出納帳、仕入経費帳、確定申告書（控）には、申立期間の保険料額の記載は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年4月から同年12月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

昭和50年ころ、夫婦分の国民年金保険料の納付書が届いたので、A銀行B支店の職員に納付書と現金を預けて保険料を一緒に納めた。納付書に書かれていた夫婦の納付金額に差違があったことを憶えている。その後は毎年届く納付書で納めていた。保管している50年の現金出納帳には保険料7万200円との記載があるので、当時の保険料額から納付期間を計算してみたところ、夫は45年4月から51年3月まで、私は49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から51年3月までの期間の保険料額と一致した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、夫婦二人分を一括で納付したとする金額7万200円は、国民年金保険料が納付済みとなっている期間のうち、申立人の夫の昭和45年4月から50年12月までの期間（このうち45年4月から47年12月までは特例納付）及び申立人の50年4月から同年12月までの期間の保険料額と一致していることから、申立期間の保険料は一括で納付した金額には含まれていないと考えるのが合理的である。

また、申立人の夫の昭和50年分確定申告書（控）に記載のある国民年金保険料額は、50年の1年分の保険料額と一致するものの、申立人夫婦が一括で納付したとする保険料額とは大きく異なるとともに、申立人が所持する51年以降の現金出納帳、仕入経費帳、確定申告書（控）には、申立期間

の保険料額の記載は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、20歳になったとき、自動車修理工場で働きながら農業の手伝いをしていましたが、同工場は厚生年金保険に入っていなかったため、父親が将来を心配して国民年金の加入手続を行い、保険料もA町（現在はB市。以下同じ。）役場等に納付していた記憶があり、父親が自分の保険料を納付していたならば私の分も一緒に納付していたはずである。加入直後の申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付について、すべて申立人の父親が行ったと述べているが、保険料の納付についての具体的な記憶が無く、保険料を納付していたことを示す国民年金手帳及び関連資料（確定申告書等）も無い。

また、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録については、社会保険庁の特殊台帳及びA町国民年金被保険者名簿により未納であることが確認できるとともに、最初の納付は昭和46年度分を昭和48年3月2日に過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間①は時効により納付することができない。

さらに、申立期間②については、昭和48年3月2日に昭和46年度分の国民年金保険料を過年度納付した時点では現年度納付が可能であったが、過年度納付を行うには納付書の交付を社会保険事務所で受け、指示された納付窓口で納付することとなるが、現年度納付は過年度納付とは別にA町

で取り扱われており、A町国民年金被保険者名簿は、申立人及び両親共にすべての納付日が整然と記録され、当該名簿の納付記録に不備はみられず、申立期間②の保険料を納付したとする事情を得るには至らなかった。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は過年度納付及び特例納付によって国民年金保険料を納付したとする記憶もないとしており、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から50年3月まで

私は、国民年金に任意加入し保険料を昭和44年10月から50年3月までの期間について、区民税と一緒に納めていた。この期間は、保険料について督促を受けた覚えはない。未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月に国民年金に任意加入し、50年3月まで区民税と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は52年3月10日であり、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付出来ない上、別の手帳記号番号が払い出された周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、大学で研究活動に従事し、週1日か2日アルバイトをしていたとしていることから、区民税が課税される程の所得は無かったと考えられ、その主張には、齟齬^{そご}がある。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から41年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、当該期間の国民年金保険料は父親が納付してくれたはずであり、未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、社会保険庁の記録によると、その父親は申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間、その母親は39年4月から41年3月までの期間が申請免除となっており、この期間の申立人の保険料のみを納付したとは考え難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳は、昭和43年7月10日に発行されており、この時点では申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、実際に加入手続と国民年金保険料を納付したという父親は既に他界しており、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が定かでない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年8月までの期間及び37年11月から38年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年8月まで
② 昭和37年11月から38年6月まで

国民年金制度が始まった昭和36年4月に、義母が自分と私の分について一緒に加入手続をしてくれた。申立期間①の国民年金保険料についても、義母が私の分と一緒に集金で納付していたようだ。申立期間②については、会社を辞めてから、私がA区B地の出張所で国民年金の加入手続をして、保険料も私が納付した。社会保険庁の記録では、申立期間が未加入となっているが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の義母が行ったと主張しているが、義母は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、申立期間の具体的な納付方法、納付場所、納付金額等が不明である。

また、申立人の義母が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情もみられない。

2 申立期間②について、社会保険庁の記録では、申立人は会社退職から約8か月後の昭和38年7月に国民年金の加入手続を行い、会社退職後の37年11月から38年6月までの期間が未加入期間となっているが、申立人は、国民年金の加入手続をしたのは、会社を辞めてすぐではなか

ったと述べている等、申立人には加入手続を行った時期の明確な記憶は無い。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から43年1月までの期間及び44年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から43年1月まで
② 昭和44年1月から50年3月まで

昭和49年ころA市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、市役所職員から、今なら過去の未納期間の保険料を一括納付できると勧められ7万円から8万円を納付した。65歳になった平成10年に国民年金保険料の納付記録を見たところ、あまりに納付年数が少ないので調べてもらったが、申立期間の納付記録が確認できないとのことだった。申立期間については、一括納付しているので、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を一括納付したとする昭和49年は、第2回特例納付実施期間に該当するが、申立期間の保険料を第2回特例納付で納付した場合の保険料額は12万円以上となり、申立人が納付したとする金額(7万円から8万円)とかい離する上、実際に保険料を納付したとする申立人の妻は、市役所窓口で納付したとするが、市役所窓口では特例納付の保険料の収納を行っておらず、記憶と相違する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年2月に払い出されており、払出時期からすると、第2回特例納付では納付できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

申立期間については、大学生でA市に居住していたが、実家があるB市で母親が国民年金保険料の免除申請を行った。母親は書類を市役所に提出し、確かに受理されたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金に強制加入になった平成3年4月当時、大学生でA市に在住していたが、実家があるB市で申立人の母親がB市役所に出向き申立人の国民年金保険料の免除申請を行い、提出した書類を市役所で受理されたとしているが、申立人は、元年4月から6年3月までA市に住所があり、この間はB市で国民年金保険料の免除申請手続を行うことはできない。

また、B市及びA市とも、通常、他市との間で国民年金保険料の免除申請書類の移送を行っていないとしており、申立人及び申立人の母親もA市で免除申請を行ったことは無いとしていることから、A市で申立人の免除申請手続が行われたとは考え難い。

さらに、申立人の母親は、申立人の2人の弟についてもB市で免除申請を行ったとしているが、B市に住所が無かった次弟も社会保険庁の記録では未納となっている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されたことを裏付ける関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月から 22 年 8 月 10 日まで
社会保険庁の記録によれば、A株式会社B出張所における資格取得日が昭和 22 年 8 月 10 日になっている。
しかし、昭和 21 年 4 月頃から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から申立人がA株式会社B出張所に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険庁が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所が適用事業所となったのは昭和 22 年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、当該事業所に申立人より先に勤務していたと証言している同僚も申立人と同様、昭和 22 年 8 月 10 日に資格を取得している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から同年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録について照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答を得た。当該期間は、株式会社AのB店でパートとして勤務し、厚生年金保険に加入していたので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、社会保険庁の記録により、申立期間において申立人の厚生年金保険加入記録が無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、源泉徴収票などの資料も無い。

さらに、当該事業所は、既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 15 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 43 年 1 月 7 日から 54 年 11 月 30 日まで A 社に継続勤務したが、45 年 1 月 15 日から同年 10 月 1 日までの間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、この間については国民年金の加入期間となっている。A 社は一度も辞めた記憶が無く、子供がいたので健康保険証を使って病院に行っていた。この間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が有限会社 A 社において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する有限会社 A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の記録は昭和 45 年 1 月 15 日退職喪失、同年 10 月 1 日再取得となっており、同事業所が加入していた B 年金基金が保管する申立人の記録とも一致している。

また、申立人は、申立期間において、厚生年金保険資格喪失により国民年金保険の資格を取得し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情等を総合的

に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 4 日から 36 年 8 月 1 日まで

私は申立期間にA所に住み込みで勤務していた。社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。給与も支給されており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA所は、申立期間当時、B会を通じて社会保険に加入していたことから、社会保険事務所が保管しているB会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間において申立人（通称名を含む。）の記録は無く、健康保険の番号にも欠番が見られないことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

このほか、申立人は、勤務していたとするA所の事業主・同僚の名前を記憶しておらず、また、同所は既に廃業していることから申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について証言等を得ることができず、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案639

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から44年12月19日まで
私は、昭和38年6月1日から50年1月26日まで約11年8か月間A協会に勤務した。昭和44年にB組合に切り替わるまでは、厚生年金保険の適用事業所であり、私も厚生年金保険に加入していた。その切り替わる際、事業所の上司に「厚生年金保険のまま置いてほしい」と伝え、脱退手当金の請求書も書かなかったのに、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、事業所においては脱退手当金の代理請求をしていたとの証言が得られたところ、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格喪失日がある者8名について、脱退手当金の支給状況を調査した結果、4名については脱退手当金が支給されている一方、残りの4名については、脱退手当金が支給されていないことが確認できたことから、事業主が本人の委任を受けつつ、正当に代理請求が行われていたと考えるのが妥当である。

また、事業所に保管されていた記録からは、申立人が脱退手当金を請求したことが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立人は、自分の意思に反して厚生年金保険を脱退させられたことに対する公正な判断をも求めているが、このような不服に係る認定事務は、年金記録確認第三者委員会が行うものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月25日から37年2月27日まで
社会保険庁の記録では有限会社Aの厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を受けたことになっているが、脱退したことは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所で申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金の受給記録のある複数の元同僚から「会社が請求手続きをしてくれた。」との証言が得られたことから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されている。

さらに、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 14 日から 39 年 4 月 1 日まで
(A株式会社)
② 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
(B社)
③ 昭和 43 年 1 月 24 日から 44 年 1 月 21 日まで
(株式会社C)

60 歳になり、厚生年金を受給しようと社会保険事務所へ行った。その際脱退手当金を受給していると言われ驚いた。私は脱退手当金の請求をしたことはありません。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間は同一の厚生年金保険被保険者番号であり、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 3 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金は受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 3 日から 40 年 7 月 25 日まで
昭和 35 年 9 月 12 日から 39 年 8 月 1 日までは A 株式会社（現在は、B 株式会社。）、昭和 39 年 8 月 3 日から 40 年 7 月 25 日までは株式会社 C（現在は、株式会社 D。）が、脱退となっているが、A 株式会社に関しては脱退したような記憶があるが、株式会社 C については出産のために E 地へ帰省し、そのまま退職扱いになっておりその間の給与も受け取っていない。脱退手当金を受給済とのことだが、2 件とも銀行振込をされていない。A 時代は F 姓で、C 時代は G 姓で勤務している。ぜひ調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る被保険者台帳には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」印が記載されている上、オンライン記録上の脱退手当金の支給金額にも誤りはなく、一連の事務手続に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A 株式会社で脱退手当金を受給したような記憶があり、申立期間である株式会社 C では、脱退手当金を受給した記憶が無いとしているところ、両社は同一の手帳番号であり、A 株式会社を退職後すぐに株式会社 C で厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、脱退手当金を請求することは不可能である上、申立期間である株式会社 C の厚生年金保険被保険者期間のみでは脱退手当金の支給要件を満たすことができない。

なお、申立人は A 株式会社を辞めた際に 3 万円ほど受給した記憶があるとしているが、この金額は申立人のオンライン記録上の脱退手当金の支給金額と、株式会社 C 株式会社の標準報酬月額を合計した金額とほぼ一致し

ていることから、株式会社Cを退職した際に受給したものとするのが自然である。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間における脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 1 日から 42 年 1 月 29 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 8 月 5 日まで
③ 昭和 43 年 9 月 1 日から 44 年 11 月 25 日まで

A病院（現在は、B病院。）退職当時は、妊娠し悪阻が激しく、職務に復帰することができなかつたので、夫が私に代わって勤務先へその旨を伝えて退職することになった。したがって、自分自身では退職の事務手続を一切していないため、脱退手当金の制度を知らず、脱退手当金の請求もしていない。社会保険事務所の記録で、脱退手当金を支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、A病院を退職した約5か月後の昭和45年4月28日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年6月5日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月1日から20年10月1日まで
(A株式会社)

社会保険庁の記録では、申立期間は脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者旧台帳には、給付種類欄に「脱」、また備考欄に「49-3」、資格喪失の原因欄に「縮小」と記されているところ、当時の厚生年金保険法第49条の3には例外的な脱退手当金の支給要件が規定されており、同法施行令第22条の2第4号に基づき、戦争終結または軍需補償打切による事業所の縮小による資格喪失が支給要件とされていたことから、申立人の脱退手当金は事業所がこれらの規定に該当したことによって支給決定されたものと推認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 31 年 10 月 1 日まで
② 昭和 31 年 10 月 1 日から 33 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 1 月 15 日まで
④ 昭和 34 年 2 月 5 日から 36 年 1 月 1 日まで
⑤ 昭和 36 年 1 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
⑥ 昭和 36 年 9 月 4 日から 41 年 9 月 17 日まで

年金を受け取る時に、社会保険事務所から昭和 30 年 5 月 1 日から 41 年 9 月 17 日の間にある厚生年金保険加入期間について、脱退手当金の支給をしたと言われた。その時に、古い台帳を見てほしいと伝えたが、台帳は保管していないと言われた。私は受給していないので、どこに支給したのか調べてほしい。私だけでなく他の人も脱退手当金を受け取っていないという人がいると聞いている。自分では納得できないので、脱退手当金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、脱退手当金支給日の直前に勤務した株式会社 A（厚生年金保険の適用事業所としては、有限会社 B という名称で適用を受けている。）について、昭和 34 年 11 月から 44 年 4 月までの期間に退職し厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同社にて脱退手当金の受給権が発生する 24 月以上の被保険者期間がある 17 名のうち 10 名に脱退手当金の支給が確認でき、申立人を含む 11 名全員の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、当該 11 名のうち 10 名が 2 か月から 4 か月以内の短期間で支給されていることを踏まえると、事業主が代理請求をしていたと

考えるのが妥当であり、申立人についても事業主により代理請求がなされたと考えられる。

また、申立人は退職金として 20 万円を受け取ったとしているところ、申立人と同時期に当該事業所を退職した女性同僚数名から、「脱退手当金は受け取った。」との証言があり、かつ、「会社から退職金と一緒に現金で受け取ったと認識している。厚生年金というようなことでもらった記憶がある。」との証言もある。

さらに、申立期間の脱退手当金として支給されたとする額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 41 年 12 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案648

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月21日から41年2月1日まで
② 昭和41年2月1日から42年2月1日まで

申立期間①について、脱退手当金を受け取っているとの回答がきたが受け取っていないので、第三者委員会へ申立てをする。また、申立期間②については、A館で勤務していたのに、厚生年金の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が脱退手当金を支給されたと記録されているB株式会社C支店について、昭和37年7月から46年12月までの期間で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚19人を任意に抽出し調査したところ、15名について脱退手当金の支給が確認でき、かつ9名が2か月から7か月の短期間で支給されていることから、当事業所においては、事業主が代理請求をしていたと考えるのが妥当である。

また、申立人に係る被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人の名がオンライン記録上「D」になっていることについては、申立人の厚生年金保険記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳記

号番号払出簿により、「E」で昭和39年2月13日に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時の申立人の氏名に誤りは無いと考えるのが妥当である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人はF区G地にあったB株式会社のA館で勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の記録では、申立人の被保険者記録は確認できない上、B株式会社本社においても、申立人に係る申立期間の労働者名簿は存在しないとの回答が得られた。

また、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことの実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

これらの事実及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 11 日から 37 年 6 月 30 日まで
脱退手当金の制度自体知らなかったし、私の家族も受け取っていない。
もし脱退手当金の制度を知っていれば受け取っていたはずなのに納得
できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約6か月後の昭和37年12月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月頃 から 35 年 12 月頃 まで

私は、定時制高校の最終学年であった昭和 34 年 7 月頃から 35 年 12 月頃までエレベーターの保守点検を行う A 株式会社に勤務していました。この件については、社会保険事務所に過去 3 回申立てし、ようやく社名が分かったのですが、被保険者としての記録がないとのことで、再度、審査して被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務状況や同僚等の氏名を覚えていたことから申立期間に A 株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、A 株式会社は昭和 35 年 3 月 31 日で解散し、既に事業主も死亡しており、申立人が A 株式会社に勤務していたことを確認することはできない。

また、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間において欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 31 年 8 月 7 日であり、35 年 3 月 31 日に全喪していることから、申立人が述べている 3 か月の見習い期間を除くと、申立人が被保険者となり得る期間は 34 年 10 月から 35 年 3 月までの 6 か月と考えられるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

加えて、同僚照会をしたものの、申立人のことを記憶している同僚は見当たらず、申立人が厚生年金保険に加入して事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとする証言を得ることができなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月23日から同年10月1日まで
昭和20年5月23日にA株式会社B工場に入社し、その直後に米軍の空襲に遭い工場が全焼し、焼け跡整理後、C地の作業所に転勤を口頭で告げられた。2か月間住み込みで働いたが私だけ給与が出ないため転勤を申し出てD工場へ異動し、同年10月1日付けで厚生年金保険に加入した。このため入社した日から厚生年金保険に加入するまでの期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、戦時中に旧A株式会社B工場に入社した当時の勤務状況を具体的に記憶しているほか、A株式会社が保存している従業員記録により、申立人が昭和20年5月23日に正社員としてB工場に入社していることが確認できるものの、同社では当時の給与支給に関する関係書類の一切の保存がないため、厚生年金保険に関する資格取得及び保険料控除について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるとともに、同年11月1日から雇用保険に加入していることが確認できる。

さらに、同僚に照会したところ、当時のA株式会社では入社時又は入社後1か月して厚生年金保険に加入している実態がみられたが、申立人が申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたとする証言を得ることはできず、ほかに申立てに係る事実を確認することができる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 33 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間①についてはA株式会社に、また、申立期間②についてはB株式会社に勤務し、それぞれ厚生年金保険にも加入していたはずであるが、いずれも社会保険庁に記録が無いことに納得できない。

これら申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に入社した直後、同事業所から、C場でD技術の研究に従事するよう指示され研究に従事し、同事業所の倒産については昭和33年9月か10月ころに同場で知らされたとしているところ、同場の創立八十周年記念誌において、県内の事業者から技術習得を目的として募ったとされる「研究生一覧表」に申立人の氏名及び研究期間（33年5月から10月まで）が確認できること、及びA株式会社は33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされ、同年11月13日に解散していることから、申立人の説明とほぼ一致しており、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所で申立期間当時、社会保険事務を担当していたとする同僚は、申立人について厚生年金保険の加入手続をした覚えはないとしているほか、当時の役員及び同僚からは、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて証言が得られなかった。

2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、B株式会社における申立人の厚生年金保険記録は、資格取得が昭和34年1月5日、資格喪失が34年3月1日であり、申立期間は含まれていない。

また、E株式会社（B株式会社の社名変更後の事業所）は、当時の資料は保存されておらず、申立期間における申立人の勤務の実態は不明であるとしている。

さらに、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務の実態について確認がとれないほか、複数の同僚は、申立人がB株式会社に勤務していた事実はあるが、申立期間に勤務していたかどうかは不明であるとしている。

3 申立人が申立期間①及び②において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、昭和 45 年 3 月 31 日に資格喪失したことになっているが、同年 3 月 31 日の給与支給日まで勤務し、当日の夕刻より上役に送別会をしてもらった。44 年 4 月から 45 年 3 月 31 日までの 12 か月間を厚生年金の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の証言により、申立人が株式会社Aに昭和 45 年 3 月 31 日まで勤務していたことはうかがえるものの、雇用保険の記録によると当該事業所の離職日は同年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する被保険者原票では厚生年金保険の資格喪失日は昭和 45 年 3 月 31 日であることが確認でき、申立事業所の被保険者の資格喪失に係る事務手続には不自然さが認められない。

さらに、申立事業所は平成 15 年 9 月 1 日に全喪しており、同事業所を合併した事業所も申立期間当時の厚生年金保険に係る資料が不明であるとしており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和 41 年 3 月 25 日から同年 7 月 1 日までの記録は確認されたが、残りの同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの記録は確認できないとの回答であった。

昭和 41 年 3 月 25 日から 8 月 31 日まで B 地（現在は、C 市）の D 社に継続して勤務したことを記憶しているため、未加入というのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと述べている D 社への申立人の申立期間の事業主照会では、資格喪失日は昭和 41 年 7 月 1 日であり、手続に問題はなかったとしている。

また、社会保険事務所の当該事業所の事業所別被保険者原票の申立人に係る資格喪失日は昭和 41 年 7 月 1 日であり、雇用保険被保険者資格は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。申立人の同僚に照会をしたところ、申立人の厚生年金の保険料が控除されていたことは確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から 43 年 8 月 1 日まで
A 社会保険事務所に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和 42 年 8 月 26 日から 43 年 8 月 1 日までの記録は確認できないとの回答であった。

昭和 40 年 2 月 18 日に仲間と有限会社 B を設立して平成 14 年 8 月 21 日に退職するまで工場長であったことから、事業主の C 氏に確認したところ、未加入期間はないとの回答であった。私の未加入とされている期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に有限会社 B に勤務していたことは、事業主、同僚への照会結果及び周辺事情から確認できる。

しかし、事業主によると、厚生年金保険に加入して保険料を給与から控除していたと回答しているが、昭和 48 年の事業所火災により書類を焼失したことから控除を確認できず、同僚の照会でも申立人は健康保険証を持っており保険料を控除されていたはずとの回答を得たが、給与等事務を担当していた同僚からは回答を得られず、申立人の申立期間の厚生年金保険料について給与から控除していたとの事実は確認できなかった。

また、申立人の記録である社会保険事務所の有限会社 B の事業所別被保険者原票「整理番号 3」には昭和 42 年 8 月 26 日資格喪失、同年 9 月 5 日健康保険証返納、続いて「整理番号 12」に 43 年 8 月 1 日資格取得と記録されており、社会保険事務所において記録が訂正されたと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで
② 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 1 月 14 日まで

申立期間①はA株式会社B工場、②はC有限会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は定時制高校に通いながらA株式会社B工場に勤務したとしているものの、社会保険事務所の保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、同社工場が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間以後の昭和 37 年 3 月 1 日であることが確認できる。

なお、申立人が高校の同級生でA株式会社B工場と一緒に勤務したとする同僚は、社会保険庁のオンライン記録では申立期間は他の事業所に記録があり、同社工場での厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 39 年 8 月 5 日となっている。

ちなみに、社会保険事務所が保管するA株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は確認できない。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管するC有限会社での申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載の被保険者資格の取得日と社会保険庁のオンライン記録は一致している上、同社は、昭和 60 年 1 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている。

なお、雇用保険被保険者記録では、申立人はC有限会社にて昭和 54 年 4 月 21 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年から 36 年まで
② 昭和 36 年から 37 年まで
③ 昭和 38 年から 40 年まで

申立期間①当時はA株式会社B営業所に、申立期間②当時はC株式会社（現在D株式会社。）E営業所に、申立期間③当時はC株式会社F営業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間は被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A株式会社B営業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できなかった。

また、A株式会社B営業所に勤務したとする同僚は、同営業所では厚生年金保険への加入はなかったとしている。

なお、社会保険事務所が保管するA株式会社本社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

2 申立期間②及び③については、C株式会社E営業所及びC株式会社F営業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できなかった。

また、申立期間②及び③のうち、昭和 37 年 5 月 1 日から 39 年 8 月 31 日までの間はGの販売を業務とする別会社での厚生年金保険加入記録が、39 年 8 月から 40 年 3 月までの間は国民年金加入記録（社会保険庁のオンライン記録によると、39 年 8 月及び同年 9 月は保険料を納付、39 年 10 月以降は未納）があり、また、社会保険庁のねんきん特別便関

係記録（オンライン記録）によると、40年4月1日から41年4月11日までの間は、別会社における厚生年金保険加入記録がねんきん特別便の対象（名寄せパターン「1A」（氏名、生年月日、性別一致）、期間重複パターン「1」（期間重複無し））となっている。

なお、申立期間②のうち、上記の別会社での記録が確認できる期間以前の期間（C株式会社が厚生年金保険の新規適用になった昭和37年2月1日から4月30日まで）及び申立期間③のうち、国民年金加入期間（39年8月から40年3月）について、社会保険事務所が保管する同本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い。

- 3 申立期間①、②及び③について、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 14 日から 54 年 2 月 9 日まで
昭和 53 年 3 月 14 日から A 医院の分院 (B 市) に常勤として勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日は 54 年 2 月 9 日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在職証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A 医院に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管する同医院に係る厚生年金保険被保険者原票に記載の資格取得日と社会保険庁のオンライン記録は一致する上、申立期間に係る同原票には申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号の欠落も無い。

なお、雇用保険の記録によると、申立人の A 医院での雇用保険被保険者資格取得日は昭和 54 年 2 月 9 日であり、厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致する。

また、A 医院では、申立期間当時の保険料控除に係る事実を確認できる資料は保存されていないとしており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から同年4月30日まで
② 平成8年9月1日から同年11月30日まで

申立期間①については、毎月の給料振込額が37万円前後であることから、標準報酬月額は44万円が相当額と思考される。

また、申立期間②については、雇用条件変更合意書により、平成8年9月から同年11月の給料は50万円であるのに標準報酬月額が20万円で決定されていることに疑義がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間当時加入していたA年金基金によると、申立期間における申立人に係る標準報酬月額は平成4年2月に随時改訂され、20万円となっている。

また、申立期間②については、申立人提出の雇用条件変更合意書及び預金通帳により、平成8年9月分から給与月額が50万円であることは確認できるものの、標準報酬月額の随時改定は報酬月額の変動があった4か月目から行うことになり、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の給与が50万円になったとする同年9月から4か月後の同年12月に標準報酬月額が50万円に変更されている。

さらに、申立期間①及び②については、申立人が勤務していたB株式会社の破産管財人は申立期間当時の賃金台帳等の資料は無いとしており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人の標準報酬月額として認定される額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額の相違は確認できないことから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 48 年 5 月 31 日に退職し、給料明細書で社会保険料は間違いなく控除されていたことを確認した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る事業所別被保険者原票における申立人の資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致しており、雇用保険の記録においても、申立人の離職日は昭和 48 年 5 月 30 日となっている。

また、申立事業所は既に全喪し、当時の同僚から申立人の社会保険加入に係る証言を得ることもできず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月から同年10月まで
② 昭和29年11月から34年7月まで
③ 昭和34年10月から35年5月まで
④ 昭和35年6月及び同年7月

申立期間①当時はA株式会社B出張所に、申立期間②当時は同社C出張所に、申立期間③当時は同社D出張所に、申立期間④当時は同社E出張所に勤務しており、保険料は給与控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真及び申立人が同僚として挙げた者が社会保険事務所保管のA株式会社C出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることから、申立人が申立期間②当時、同出張所に勤務していたことは推認でき、また、申立人の同社D出張所における勤務開始の経緯、当時の自然災害、火災事故などについての具体的な証言から、申立期間③当時、同出張所に勤務していたことはうかがえるものの、申立期間①、②、③及び④については、同社の各出張所に係る同名簿に申立人の氏名は確認できない。

また、A株式会社では、申立期間①、②、③及び④の各出張所に係る当時の厚生年金保険被保険者に関する記録を確認したところ申立人の記録は無かったとしている。

さらに、申立期間①、②、③及び④について、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確

認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から 35 年 1 月 5 日まで
社会保険庁の記録では、A株式会社での被保険者期間が昭和 35 年 1 月 5 日から同年 7 月 30 日までとなっている。

高校を卒業した年の昭和 34 年 2 月 1 日に同社へ入社したことは確かなので、同年 12 月までの 11 か月間についても厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことはいかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

なお、新卒採用として申立人とほぼ同時期に入社したとする同僚 2 名の厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同一日であり、被保険者資格の未取得期間が 11 か月又は 9 か月ある。

また、A株式会社は既に解散し、当時の事業主も他界して証言を得ることができないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月1日から31年11月30日まで
② 昭和31年12月5日から32年11月25日まで
③ 昭和34年1月10日から同年7月30日まで

申立期間①はA有限会社に、申立期間②はB有限会社に、申立期間③は有限会社Cに勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③において勤務したとするA有限会社、B有限会社及び有限会社Cについては、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、個人事業所のCについても確認したが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年9月1日であり、申立期間③当時は適用事業所ではない。

さらに、A有限会社、B有限会社及び有限会社Cは法務局において登記簿謄本が確認できないなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 7 月から 20 年 8 月ころまで
申立期間は、株式会社Aに勤務していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の証言により、申立期間当時、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえるものの、同社は既に解散している上、申立内容の事実を確認できる証言を得ることもできないなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を、申立期間について確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月1日から41年11月24日まで
A市にあったB社について、妻の記録（昭和40年8月1日から41年3月17日まで）があるのに事業主である自分の同期間の記録が無い。40年10月には法人化して事業主でも厚生年金に加入できるはずであり納得できない、また、上記事業所の後の有限会社B社に係る41年3月17日から同年11月24日までの記録も欠落しているので、両期間をあわせて被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

法務局の登記簿によると、申立てのB社は、昭和41年11月24日に有限会社B社として設立されており、それ以前は事業主である申立人が被保険者となれない個人事業所であったと考えられる。

なお、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿によれば、A市にあったB社（昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となり41年3月17日に全喪）の名称には法人を示す（有）の記載は無く、C市（現D市。）における同名簿に記載のB社（41年7月25日新規適用）の前には（有）の記載はあるものの、名称欄外に記載されており、有限会社を設立した後に追記したものと考えられ、B社が申立期間当時法人であったことを示すものとはなっていない。

また、社会保険事務所が保管するA市にあったB社に係る被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、同原票において健康保険番号に欠番もない。

さらに、C市にあったB社に係る被保険者原票に記載の申立人の被保険者資格取得日は、上記の有限会社B社の設立日と同じ日となっており、

社会保険庁のオンライン記録と一致する。

加えて、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月 17 日から同年 7 月 25 日までの期間については、申立事業所が適用事業所であったとの記録が確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 31 年 8 月まで
申立期間はA株式会社（現株式会社B。）に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社への就職の経緯等についての申立人の具体的な説明により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の番号に欠番も認められない。

また、A株式会社では申立期間当時の関係資料は無いとしており、当時の事業主も既に他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 49 年 9 月まで
② 昭和 49 年 10 月から 50 年 5 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間①についてはA社（現在は、B株式会社。）に勤務し、また申立期間②についてはC株式会社に勤務し、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録により、A社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日は申立期間以後の昭和 49 年 9 月 11 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票により、当該事業所の新規適用日である昭和 49 年 9 月 11 日から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した同年 11 月 1 日までの期間において健康保険の整理番号が連番で欠番の無いことが確認できる。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、雇用保険の加入記録が無い上、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するC株式会社の事業

所別被保険者名簿により、当該期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者原票により、当該期間のうち昭和49年11月1日から同年12月27日までの期間について、A社で申立人の厚生年金保険の被保険者資格が確認できる。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

このほか、雇用保険の加入記録が無い上、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月 26 日から 35 年 4 月 1 日まで
A 県 B 市にある C 株式会社にて昭和 34 年 5 月 8 日から 36 年 1 月 5 日まで継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では昭和 34 年 8 月 26 日に喪失し、35 年 4 月 1 日に再取得したとの記録になっている。申立期間を含め継続勤務していたので調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は同僚の証言により、C 株式会社にて勤務していたことはいかかかわれるが、社会保険事務所に保管する厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 34 年 8 月 26 日付けで被保険者の資格を喪失したことが確認できる上、当該被保険者名簿の備考欄に「証返納済」の押印があり、申立人は資格喪失時に健康保険証を返納していることが確認できる。

また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 49 年 8 月まで

昭和 47 年 5 月から 49 年 8 月まで、A 株式会社に正社員として勤務していた。社会保険庁の回答では、当該期間について厚生年金保険の加入記録は無いとのことだったが、平成 19 年 10 月 23 日に A 株式会社が発行した「在職証明書」があるので調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社発行の「在職証明書」及び同僚の証言により、申立人は同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後の資格取得者の中には申立人の記録は無く、厚生年金整理番号は連番になっており、欠番が無いことが確認できる。

また、複数の同僚は、入社してから 2 ないし 3 年経過後に厚生年金保険に加入していると証言しており、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがわれる。

このほか、申立てに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 25 日から同年 12 月 3 日まで
A 株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 48 年 4 月 25 日から同年 12 月 3 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。同社には継続して勤務しており、途中で会社を一度も辞めること無く、給料からは保険料を控除されていたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 株式会社の厚生年金保険の被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和 47 年 3 月 26 日に取得し、48 年 4 月 25 日に喪失、その後、同年 12 月 3 日に再取得していること、それらに訂正の痕跡が無いこと、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で払い出され欠番の無いことが確認できる。

また、雇用保険の記録により、申立人は A 株式会社を昭和 48 年 4 月 25 日に離職し、その後、同年 12 月 3 日に雇用保険の被保険者資格を再取得しているなど、社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。